

秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社△△△△(以下「乙」という)は、相互に開示する秘密情報の取扱いについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲および乙、〇〇に関する取引の検討(以下「本目的」という)のために相互に開示する秘密情報の取扱いを定める。

第2条(秘密情報)

本契約において秘密情報とは、本目的のために一方の当事者(以下「開示者」という)が他方の当事者(以下「受領者」という)に開示した技術上・営業上の情報であって、書面・電子データ等で秘密である旨が明示されたもの、または口頭で開示した場合は開示の際に秘密である旨を伝えたものをいう。ただし、次のいずれかにあたるものを除く。

- (1)開示を受けたときに、すでに公知であったもの
- (2)開示を受けたあと、受領者の責めによらず公知となったもの
- (3)開示を受けたときに、すでに受領者が正当に保有していたもの
- (4)正当な権限をもつ第三者から、秘密保持の義務を負わずに取得したもの
- (5)秘密情報によらず、受領者が独自に開発したもの

第3条(秘密保持)

受領者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、本目的のために知る必要のある自らの役員・従業員および弁護士・税理士等の専門家に、本契約と同等の義務を負わせたうえで開示する場合はこの限りでない。

第4条(目的外使用の禁止)

受領者は、秘密情報を本目的以外に使用してはならない。

第5条(複製の制限)

受領者は、本目的のために必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならない。

第6条(法令による開示)

受領者は、法令または裁判所・官公庁の命令により秘密情報の開示を求められたときは、事前に開示者に通知したうえで、必要な範囲で開示することができる。

第7条(返還・破棄)

受領者は、本契約が終了したとき、または開示者から求められたときは、秘密情報(複製物を含む)を速やかに返還し、または破棄する。

第8条(損害賠償)

受領者は、本契約に違反して開示者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

第 9 条(有効期間)

本契約の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、第 3 条から第 7 条の定めは、本契約の終了後も 2 年間有効とする。

第 10 条(協議・管轄)

本契約に定めのない事項は、甲乙が誠意をもって協議して解決する。本契約に関する紛争は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

20XX 年〇月〇日

(甲)

住所

会社名・代表者

印

(乙)

住所

会社名・代表者

印